

お薬についてのお知らせ

当院でお出ししている処方せんには、調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（お薬の有効成分をそのままお薬名として処方すること）で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。一般名処方であれば先発医薬品を使用しても、ジェネリック医薬品を使用しても調剤が出来ます。ジェネリック医薬品については、調剤薬局の薬剤師にお尋ねください。

一般名で処方することの主な理由

現在、製薬企業の業務停止による出荷停止、自主回収、代替薬として需要増加による出荷調整、製薬企業が行う自主点検で不備発覚による自主回収、出荷調整、新型コロナウイルス感染症拡大による治療薬の需要増加 などにより、お薬の供給不足が全国規模で発生しているため、処方せんに商品名で記載せず、一般名で処方する場合があります。

詳しくはお問い合わせください。



おした整形外科医院

理事長 尾下佳史